



かつうら

第32号 昭和48年2月1日

町民のうごき

世帯数	1,939	男	4,216
人口	8,508	女	4,292
		計	
出生	7	5	12
死亡	7	6	13
転入	10	6	16
転出	10	7	17

昭和48年2月1日現在

発行所 徳島県勝浦郡勝浦町



元気に楽しむ保育児たち
横瀬保育所

昭和四十八年度

保育児童の募集

（ご希望の方は、二月十五日までに
役場へ申請してください）

最近、主婦の就労増加と幼児教育の重要性から、保育所にたいするご要望が高まってきました。本年も四月よりはじまる新年度保育所児童の入所受付をしております。

該当の方には、すでにご連絡いたしておりますが、ご希望の方はきたる二月十五日（締切日厳守）までに役場へ申請書を出してください。

この申請により、児童委員協議会にはかり、児童福祉法にもとづく措置児童に該当するか否かの家庭調査をおこない三月下旬に入所決定書を送付します。なお、入所できる児童の基準とは、その家庭が、次のいずれかの事情で母親が児童の保育をできない場合です。

- 一、家庭外労働のため
- 二、家庭内労働のため
- 三、母親のない家庭のため
- 四、母親の出産等のため
- 五、病人の看護等のため
- 六、家庭に災害や不幸のため

住民福祉課

おもな内容

- 昭和四十八年度
住民税の申告……………(2)
児童手当の請求は
お済みですか……………(3)
議会だより……………(4)

- みかん緊急対策本部設置……………(5)
同和教育シリーズ……………(6)
野犬の掃とう実施……………(7)

昭和48年度

住民税の申告は

三月十五日までに



昭和四十八年度住民税(県町民税)の申告受付と納税相談を次の要領で行ないますから必ず期限内におすませください。

◇申告をしなければならぬ人

- (1) 町内に住所があり、昭和四十七年中(一月一日より十二月三十一日まで)に所得のあった人で所得税のからなかった者(所得税の確定申告書提出不要の人)
- (2) 給与所得者で、昨年中に給与以外の所得があった人。

◇申告しなくてよい人

- (1) 昭和四十八年一月一日現在公的扶助(生活扶助)をうけている人。
- (2) 給与所得のみで給与支払報告書の提出があった人。
- (3) 所得税の確定申告書を提出

- (4) 青色事業者(青色決算書を出した人)
 - された人。
 - 青色事業者(青色決算書を出した人)
 - 印鑑、会計帳簿、収支の証書類、生命保険料等の領収書または証明書、身体障害者または軍人傷病手帳、源泉徴収票、その他申告に必要な書類

所得税の確定申告について 税務署へ所得税の確定申告をしなければならぬ人で、農業所得で所得の少ないときはこの住民税申告の際に申告できます。

◎注意

期限内に申告されないときは、税務署や町において決定しますが、不申告加算税が追徴されますから必ず期限内に申告してください。

住民税相談申告日程表

月日	該当地区	場所	時間
3、1	坂本	坂本集会所	各午前九時三十分より 午後四時三十分より
3、2	川内	勝浦農協	
3、3	与横	勝浦農協	
3、5	中久	内瀬山国役	
3、6	棚生	黒岩名	
3、7	生黒	勝浦	
3、8	中星	角谷	
3、9	山山	星沼	
3、10	沼江	石原	
3、12	全	沼江	
3、13	全	沼江	
3、14	全	沼江	
3、15	全	沼江	

なお、申告期間は2月16日から3月15日となっておりますから2月中は役場で受付けます。 税務保険課

ことしこそ、ことしこそはと思いつつ、はやくも満二年目を迎えるようとしている。年末から年始にかけて、役場は、六日間の休日が続く。この間にゆっくりと過ぎ去った二年間を振りかえってみようと思つていたところへ、みかんの大暴落と来た。こうなると、年末も正月もあつたものではない。

新春に思うこと

町長 塚 福

- ① 本年産みかんの三〇パーセント(百万トン)を国および県の責任において買い上げ廃棄処分し、価格の安定策をとること。
- ② みかん採取労務賃金等の利子補助および、再生産資金を長期無利息で生産農家に貸し付けること。
- ③ みかんの価格安定制度を創設すること。
- ④ みかんの消費拡大対策の確立をはかること。
- ⑤ 農林金融制度資金の償還金の一時棚上げと、利息の免除等の措置を講じること。
- ⑥ 流通機構の抜本的改善と整備をはかること。
- ⑦ 以上六項目にわたる要望事項を、議会の議決をいただき、内閣総理大臣をはじめ、大蔵、農林大臣、その他の関係機関へ提出したのである。
- ⑧ さて、こうして一自治体にとつて死活問題ともいふべき重要な問題であつても、国全体として、あるいは国民のとりわけ消費者の立場からどのような受けとめ方をしようか、と考えると、何か釈然としないものがある。が、それはさておき、とにかく「いまわれわれに課せられた命題は何か」、「われわれの先祖が、何十年、何百年かけて、當々と築いてくれたこの名産みかんを、どのようにして次代にバトンタッチするか。これが何よりも緊急かつ重要な課題だと考えて、この問題と取り組んでゆきたいと思う。町民各位の深いご理解、暖かいご支援を祈るや切である。

児童手当の請求は

おすすめですか!!

すでに、該当されると思われる方にはご通知してありますのでご存じのことと思いますが、四月一日から支給範囲がひろがります。

児童手当は、つぎの要件にあってはまっているときに支給されることとなります。

- (一) 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が、昭和三十八年四月二日以後(十歳未満)に生まれた児童であること。
- (二) その人の収入が一定の額(たとえば扶養親族五人の場合二百三十三万円)に満たないこと。

保険の異動は十四日以内に

みかん採取も終り、農家の私たちは、ひとくつろぎといいたいところですが、価格が安いため専業農家では生活がなりたっていないのが、こんにちの現象です。

兼業農家が増加していますが、本年は従来よりも国民健康保険から社会保険に異動するケースが増加することが予想されます(職場においては健康保険が適用されます)異動がある場合は十四日以内に届け出しなければ

★支給される額
出生順に数えて、三人目以降の児童で昭和三十八年四月二日以後に生まれたもの(十歳未満)一人につき、月額三千円となります。

例

○新たに児童手当を受けることができる人 児童が16歳、12歳、 <u>7歳</u> の3人の場合 3,000円×1=3,000円	○児童手当の額がふえる人 児童が16歳、11歳、 <u>7歳</u> <u>4歳</u> の4人の場合 3,000円×2=6,000円
---	--

新たに該当すると思われる方や児童手当の額がこれまでの額よりふえると思われる方は、二月末日までに請求の手続きをとってください。

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申し出てください。

手続きでわからないことがあ



暴走する若者よ

頭を冷そう

昨年暮れから本年にかけて、勝浦町内での事故は激増し、その大半は、若者の暴走車が対象となっております。新年早々沼江不動前で早くもぎせいが者が出たことについては、新聞紙上等でご存知と思います。

このようなことにつきましては、以前にも本紙を借りて述べましたが、昨今の事故状況からして敢えて記載することにしました。

一、県内の車の台数は、数珠つなぎにしても、県内の国道の何倍かになるほど増大しています。その数多い自動車群の中、我が物顔にサーキット並に走ったならば、事故につながるのには当然です。「何故暴走するのか」とたずねて見ると、ほとんどの者は「スリルと快感とカッコよさ」だと答えます。彼らはそのため「車は急に停まらない」という基本的なことを忘れて、自

りましたら住民福祉課でおたずねください。

住民福祉課



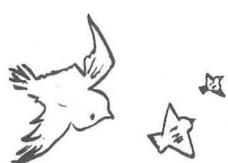
暴走運転による追突事故

いることはよく知っているはずなのに?
暴走する若者よ、もう一度頭を冷して考えよう。わたしは決して青春のエネルギーの発散を妨害するものではない。わたしも青春時代はあり、その頃には精力善用、自他共栄をモットーとする柔道に励んだものです。賢明なる諸君も、精力のはけ場所を、他に見い出して悔のない青春を送り暴走運転だけはやめてほしい。

それとこの際、一部の暴走する若者によって、どれだけ数多くの善良な青年が傷付けられているか、ということをよく知ってもらいたいものである。

二、最後に家族のみなさまにも、次のことを願います。若者達にとっては、朝の起床ほどつらいものはないと思います。今までの事故の原因のほとんどが、登校、出勤に遅れまいとして、暴走しそのため発生しているのです。目的地に着くためには、五分でも十分でも早めに家を出るようにしむけ、「今日も安全運転しよう」との愛情のこもったことばで送り出すならば、必ず事故は半減すると思います。

横瀬駐在 湯浅部長



★十二月定例会★

一般会計補正予算
総額五四七、八七三千元

乳児の医療費の無料化に関する条例

ほか八議案を可決

十二月定例会は、十二月二十日開会し、十二月二十七日閉会しました。この定例会では町長から提出された議案九件、認定一件、陳情処理二件を原案通り可決されました。

なお、本定例会において、本町自治伸展のため非常にご尽力いただきました岡本議長が退任され、新しく平議員が全員一致で議長に当選、就任いたしました。

議会だより

会議の経過

▽第一日 十二月二十日
議長より諸般の報告のあと日程に入る。

(日程第一) 会議録署名議員の指名。

(日程第二) 会期の決定。本日より二十七日までの八日間と決定。
(日程第三) 議長から報告二件、議案昭和四十七年度勝浦町一般



12月定例会での議案説明

会計補正予算等について、外七件上程、町長より提案理由の説明、各関係課長より詳細説明があり、二十一日より二十四日までは議案調査のため休会、二十五日午前九時再会することとし閉会。

△第二日 十二月二十五日
町政に対する一般質問
中西晴美議員
一、地方道路整備計画の進捗状況およびその関連問題について

二、勝浦町のみかん対策について
小関武夫議員
一、名誉町民条例について
二、畑地の進捗について

高橋肇議員
一、県道徳島上那賀線横瀬以西の改良計画について
二、小・中学校の防火ならびに救護対策について

岡敬二議員
一、県道徳島上那賀線の道路改良について
二、町職員組合に対する町長の

所信について
三、徴税について
四、みかん対策について
坂口貞雄議員
一、みかん暴落対策について
二、正木ダム建設関連漁業補償の交渉経過について
味間喜久雄議員
一、みかん暴落対策について
二、簡易水道組合加入の適正について
山本圭一議員
一、義務教育と児童の健康管理について
以上それぞれ質問されました。

△十二月二十七日

本定例会に提出のありました次の案件をそれぞれ議決し、議長選挙により平議員を全員一致で議長に選任し、午後五時閉会しました。

十二月勝浦町議会定例会
主なる議決事項

一、昭和四十七年度勝浦町一般会計補正予算(第九号)これ
で本年度予算は歳入、歳出、
総額五四七、八七三千元となる。
二、勝浦町乳児医療扶助に関する
条例
乳児(年令一才に達した日
の属する月の末日までのもの)
の医療費の無料化。
三、勝浦町文化財保護条例の制定
について
四、昭和四十六年度勝浦町各会計歳入、歳出決算の認定につ
いて

就任のあいさつ



近時、内外情勢非常にきびしき折、私儀さる十二月定例会において議長に選任されました。もとより浅学非才、はなはだ微

所得税の

申告と納税は
三月十五日まで

昭和四十七年分の所得税の確定申告と納税は、二月十六日(金)から三月十五日(木)までとなっております。
申告義務のある人はこの期限までに申告と納税をされないと加算税など余分の税金がかかりますのでご注意ください。
所得税の確定申告書には事業税や住民税についての記入欄が設けられてありますから、確定申告書を税務署に提出された方は、事業税や住民税の申告の必要はありません。
したがって、所得税の確定申告をする必要のない人は、事業税または住民税の申告書を、市町村に、三月十五日までに提

略歴

大正七年一月一日生五十五才
高小卒
当選四回
勝浦町大字棚野出身
会社重役

勝浦町議会議長
平 忠

贈与税

申告と納税は
三月十五日まで

昨年中に四十万円を超える財産をもらった方は、贈与税の申告と納税を、二月一日(金)から三月十五日(木)までに行ってください。

期限が近づきますと混雑しますので早めにすませましょう。
徳島税務署

以上
議会事務局

【みかん緊急対策本部設置】

国、県に対し強力に運動

みかんの大暴落に対処し、町では昨年十二月二十六日、みかん緊急対策本部を設置、対策について会議をかさね国や県に対し、農業政策の抜本的改革と当面のみかん暴落対策について要望する事項、および運動方針を定め運動を開始。一月五日、本町が主体となり、県下みかん生産者総決起大会を県庁で開き、みかん対策を早急に実施するよう県に陳情した。

十二日農協会館において徳島県みかん緊急対策本部を設置。県下みかん生産者が一体となって全国の農業団体、みかん生産者呼びかけ、全国的な運動を展開し、波及的に陳情する方針をきめた。以上のように積極的に運動を行なっていますので、さらに農家のみなさんの団結とご協力をお願いします。

本町みかん緊急対策本部構成は次のとおり。

- 展開し、波及的に陳情する方針をきめた。以上のように積極的に運動を行なっていますので、さらに農家のみなさんの団結とご協力をお願いします。
- 本町みかん緊急対策本部構成は次のとおり。
- 町長、助役 二名
- 議会正副議長、産業常任委員 六名
- 農業協同組合代表 二名
- 農業委員会代表 三名
- 区長会代表 一名
- 果樹研究会代表 一名
- 以上 一五名
- 産業課

【みかん緊急対策】

みかん農家に越年資金貸し出し

町より利子補給

みかんの異常な大暴落により、その対策として、一時救済措置をとることをきめ、議会の議決を得ました。

それは、二億円を原資として町内農協より越年資金として、六十日間無利子でみかん農家に貸し付け、これに対し(二銭五厘)三百万円の利子について、町財政より補給しようという緊急特別措置で各農協貸し付規定により貸し付することになっています。

産業課



みかんの暴落で深刻な果樹研究会



今月の農作業メモ

今月も前半は強い季節風の吹く日が多く、一年中で最も気温の下のがふつうです。

暦のうえで立春(四日)から春になります。山々のみかん樹もやがてくる春に備えて静かな眠りに入っています。

今月は先月に引きつづいての土壌改良を中心に、貯蔵庫の管理と出荷、春肥の設計をたてましょう。下旬からは本格的な剪定の時期となります。

一、みかんの整枝、剪定

中旬になれば暖かい畑の早生から始め、下旬になれば本格的に行なってください。実施方法は昨今のみかん情勢からして、みかん園においていかに作業能率を上げ、きれいなみかんを作るかということに注意して行なってください。一人一日四〇〇kgの収穫、木に登らないでその八〇%を採るといふことを目標としたいものです。これの詳細については中旬頃現地講習会を開きますので当日はノコギリ、ハサミ、弁当持参のうえ全員ご参加ください。

二、春肥の施用計画

土壌条件、生産量の目標、系統に合致した設計をたて、二回

		春 肥		
種類	施用時期	N	P	K
早 生 早出し用	2月 下旬~ 3月 月上旬	9.0	7.2	5.4
	3月 下旬~ 4月 月上旬	9.0	7.2	5.4
貯 蔵 用	2月 下旬~ 3月 月上旬	10.5	6.3	8.4
	3月 下旬~ 4月 月上旬	7.0	4.2	5.6

に分施すること。施用量は次の表をごらんください。(いずれも一〇a当り、四t収量目標園で成分計算です。)

三、貯蔵管理と出荷計画
庫内の温度、湿度を常に注意し腐敗果の点検は

!!みかん園の老木更新

園内道整備にブルトローザを

ご利用ください!!

- ◇一時間当り……一、八〇〇円
- ◇ブルトローザの運搬に要する経費は……全部本人負担です。(運搬車は原則として利用者がご準備願うことになっていきます。)
- ◇ブルトローザの運搬は農業センター専属の係員があたります
- 坂本 阿部満、今山 藤本重信、中山 片山博之
- ◎ご希望者は農業センター事務局までお申し込みください。
- 勝浦農業センター

みかん農家の将来を安定させるためには、老木更新・園地改造・園内道の整備など、園地の近代化を図る必要があります。農業センターでは、これら事業を推進するため、ブルトローザを設置し、農家みなさんにご利用ねがっています。

園地管理の高率化を図るためこれら事業の実施についての相談にも応じていますのでご遠慮なくお申し出ください。

○ブルトローザの使用料金等については次のとおりです。

早めに行ない、例年より回数多く行なうこと。一月下旬の果汁分析の結果では、酸含量が例年の同時期よりうんと少なく、長期貯蔵にはむづかしい傾向を示しています。各出荷機関と連絡を密にもち、出荷時期を誤らないようにしましょう。

四、土壌改良
今月中旬までに行なうこと。要領は先月掲載のとおりです。

五、その他
みかん樹に積雪のあった時はすみやかに振り落とすこと。

農業技術センター



同和教育シリーズ

(その十七)

いわれなき差別



差別の実態を知ろうとしない人、差別の苦しみを自分のこととして理解しようとしないう人、わたしは差別思想の温存者ではないでしょうか。表面的には、さも理解者らしくふるまひながら、その実ひどい差別思想の持主だったりするご婦人の方のなんと多いことでしょうか。この青年のお母さんも、表面的には、小学校で同和教育にとりくんでいるやり手の先生だったのです。



先日、招かれて、小松島西高校の文化祭の劇を見せてもらったことがある。「結婚と差別」と題した生徒たちの自作自演の劇であった。深い悲しみに、涙がとめどもなく流れるすばらしい劇だった。特に、中学生になる妹が、姉の死をいたみながら声をつまらせ泣きじゃくりつつ訴えたのが今も忘れることができない。妹さんはいう。

世の中がこれだけ進み、何もかも変わっていきこうとしているのに、何でウチらへの差別だけはなくならへんのか。ああいやだ。ああたまらない。姉ちゃんを返せ。自由をかえせ……。ウチは許さんぞ。負けてたまるか。

何で世間の人はウチらだけをこんなに苦しめるんや。ウチらがいっただい何悪いことしたいんや。

と絶叫したことほど心をうたれたことはなかった。二〇〇人にある大勢の高校の先生方も声をつまらせ、人知れず涙をぬぐっていたのが印象的だった。先般もある教子から、こんな打ちあけ話をきいたことがある。その子がいうには、「自分はいつしか部落出身であることを知っていた。しかし、中学生の妹はまだ知らない。妹にいつこれを話せばよいのか頭を痛める。妹の嘆き悲しみを思うと、ほんとにいても立ってもいられない

海外教育事情視察団に参加して

教育長 山 海 公 雄

昭和四十七年十一月十六日から十二月十五日までの一カ月間、文部省の海外教育事情視察団の一員として、全国から参加の二十八名の教職員と、タイ・ギリシャ・チュニジア・フランス・西ドイツ・イギリス・アメリカの七カ国を視察してきました。わたしたちの主視察国はアメリカ大陸のチュニジアとフランスでしたが、チュニジアではフラ



ロンドンの金門橋

ンス統治より独立して十七年間、上流階級のためのエリート教育



マルセイユの小学校にて

であったのを、国民すべての教育にするよう、施設の整備充実に努めているが、すべての学令児が教育を受けるにはいたって

筆をおきます。



差別は根強く生きている。しかし、考えてもみよ。同じ人間、いや同じ勝浦に生まれ育った人間が、結婚できないなんてそんな不合理が、矛盾が、なぜあるのだろうか。いったいだれだろう。少女や少年、親たちをこんなに苦しめているのは、少し苛酷ないい方やけど真の差別者は、みなさんの中に必ずいます。あなたを変革しなければ決して差別はなくなる。わたしはそんな気がしてならないのです。

いらない。現在就学率は男子で九十パーセント、女子で七十五パーセントで、地方に行くに従い就学率の男女差は大きい。アラビヤ語を国語として統一すべく小学校低学年では、すべてアラビヤ語で授業を行なっている。国家予算の四十三パーセントを教育予算にあて、教育の質、量を高める努力を続けています。教育の目標としては生徒に物の見方を教え、精神面を強調し、社会性の養成と人間尊重を重視している。フランスでは、マルセイユで視察をしましたが、大抵学校規模は小学校で三五〇人、四〇〇人の学校が多く、一週間の授業時数は二十七時間で、木曜日は休日、土曜日は半日の週五日制をとっている。学校では宗教教育を行なわないので木曜日は教会で適当に宗教教育をする日とし、休日としている。現在義務教育の年令は六才から十六才までで十一才からが中等教育になっている。フランスでは二才から六才までの幼稚園が義務制で設置されており、その施設、設備は非常にすぐれたものであり、就学前の教育はフランスが世界に誇っているが、実際に見てすばらしさに感心しました。小学校では週の授業内容は国語十時間、社会六時間、算数五時間、体育六時間となっています。幼稚園も小学校と同じ内容です。以上ごく一部ですが誌上にてお伝えさせていただきます。

消費生活

くらしのメモ

衣 晴れ着の

しまい方



よこれを完全にとつてから... しまうときはじゅうぶん点検して、シミがついていたら手入れしましょう。

みかん汁、ビール、酒 などのよこれ

タオルをかたく絞り、よこれの上をたたいてください。そのあと自然に乾かすこと。アイロンをかけると、かえってあとが残ります。

しょうゆ、ソースのシミ

口をきれいにして含んでとるのが一番。二、三回吸い、かたく絞ったタオルでたきます。泥はね 新しい消しゴムで軽く何回もふきます。決して湿った布でふかないこと。

よこれがなんのシミか

わからないとき

先にベンジンでふき、乾いてから水ふきしましょう。この場合ベンジンはこすってもかまいませんが、水はたたくか押さえる程度にしないと、生地をいためます。

食 お茶づけのコツ

軽い食事をとりたいたときや夜食に、お茶づけが手軽でべんり

です。ご飯はかためで熱いものを使うのがコツ。三つ葉などかおりのよい野菜を入れ、わさび、のりを添えて熱いお茶をかけ、二、三分ふたをして材料とご飯をしつくりさせると味がよくなります。

たい(ひらめ、まぐろ)茶 たいのさしみ一人当たり半人前を白ごま入りしょうゆに二、三分浸しておき、熱いご飯の上に並べ、三つ葉ともみじり、わさびを添え、食塩を適宜加え、せん茶をかけます。

しぐれ茶 しょうゆはまぐりをご飯の上のせ、三つ葉とわさびとのりを添えて番茶をかけます。つくだに、つけもの場合も同様になります。

住 あたたかい 住まいの工夫

経済的で効果もよい暖房をするにはスキ間風を防ぎ、あたためられた空気をのがさないように工夫することが第一です。床下 畳との間に新聞紙を三、四枚重ねて余分に敷くと、畳の敷き合わせからくる風を防ぐことができます。

壁、柱 幅広のセロファンテープをはる。少しいさいをよくするには新聞紙を細かくちぎって練ったものや、石膏やパテなどをすり込んで、その上からボスターカラーのような絵具で同じ色に塗っておきます。壁と床との境もセロファンテープなり、壁紙や布で腰張りすることをおすすめします。

天井 スキ間にはやはりセロフ

アンテープをはるのがいちばん簡単です。最近出はじめた熱を通さない断熱性のボード類を打ちつけると熱の逃げぐあいが違います。カーテンをじょうずに利用するのも一方法。

野犬掃とうを実施します

実施日 二月五日から二月十日まで 午後十時から午前五時まで

最近特に野犬による人畜の被害が増えていますので、今回棚野地区、横瀬地区を対象として二月五日から二月十日まで、午後十時より午前五時までの間、野犬の毒殺を実施します。毒え

さはポリ用器に雑飯(ぞうすい)を入れてあります。毒物にはふれないよう飼いだは絶対に離さないようにしてください。

住民福祉課

園芸文化祭盛大に開催

さる、一月十四、十五日の二日間勝浦園芸高校で園芸文化祭が開催され、農産物品評会で次の方が入賞されました。

【温州みかん】

- 優 秀 賞 溝内 節子
田村 早代 上田 千歳
末広 英夫

【晩生柑橘】

- 優 秀 賞 宮本 千春
清水 嘉子



勝浦町の未来像に見える

- 優 良 賞 麻植 秀樹
岸 千恵子 鴻本 昭一
湯浅かづ子
佳 良 賞 西野 一豊
藤本幸代子 伊丹
原田 暁子

【野菜類】

- 佳 良 賞 国清 敏子
広瀬 未幸 松下 義和
優 秀 賞 中西 明宏
優 良 賞 高田 幸子
佳 良 賞 橋本 並枝

徳島県立身体障害者

福祉センター

入所者の募集

このセンターは、障害者が進んでその障害を克服し、社会更生の指導訓練することを目的としています。

入所資格は、身体障害者手帳を受けている肢体不自由者であって、更生の熱意を持ち人手を借りずに身のまわりの始末ができる者。

指導訓練の内容は、機能回復訓練、生活指導訓練、職能訓練で、訓練期間は一年となっています。その他、詳細については町役場住民福祉課へお問い合わせください。 住民福祉課

